

## 令和2・3年度鳥取県後期高齢者医療保険料率について

令和2年2月3日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、下記のとおり令和2、3年度の保険料率が決定しました。

### 1 令和2、3年度の保険料率

- 保険料の所得割率 100分の8.07
- 保険料の均等割額 42,480円

※ 所得割率、均等割額ともに平成30年、令和元年度と変更ありません。

### 2 令和2年度における保険料計算における変更点について

#### ① 賦課限度額の変更

後期高齢者医療保険料の一人当たりの年額保険料の限度額は64万円です。

#### ② 均等割額の軽減対象者の拡大

世帯の所得に応じて軽減される均等割の軽減割合が変更になります。

([]内は令和元年度)

また、5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます。

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 （世帯主と被保険者により判定）	軽減後 均等割額
7割 [8割]	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	12,744円 [8,496円]
7.75割 [8.5割]	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、7割軽減に該当しない世帯	9,558円 [6,372円]
5割	【基礎控除額(33万円)+28万5千円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円